

[様式 9 - 1]

## 福祉サービス等第三者評価結果

## 総合評価

受診施設名	京田辺市立三山木保育所	施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人京都社会福祉士会		

令和4年4月6日

総 評	<p>京田辺市には4か所の公立保育所がありますが、三山木保育所は、0歳児から就学前までの子どもを対象にした定員250名の大きな保育所です。建物の老朽化もあり平成27年に新園舎に移転されました。建物は2階建てで、1階に0歳児から2歳児までの保育室と一時保育室や子育て支援センター等があり、乳児の保育室からは直接乳児園庭に出られるようになっていきます。2階には3歳児から5歳児の保育室があり広い遊戯室もあります。建築時の予定より子どもの数が増えており現在も4歳児の保育室が3部屋となり、3歳児の保育室2部屋を2階の離れた場所で設置せざるを得ない状況となっていました。</p> <p>京田辺市では令和2年7月に、第1期京田辺市幼稚園・保育所再編整備計画が策定されました。京田辺市南部においては当面、子どもの数が増えると想定されており、その中で、三山木保育所は今後認定こども園への整備等も視野に入れ、市南部での拠点の役割が期待されています。</p> <p>京田辺市では同志社大学、同志社女子大学との協定があり三山木保育所においても同志社女子大と連携をした保育の実践が進められていました。砂遊びの研修や遊び場としての園庭（築山）の設置も行われていました。</p> <p>職員配置については加配職員が配置され更に家庭支援推進保育士も複数配置され家庭と保育をつなぐ取り組みがすすめられていました。設立当初から人権教育に力を入れておられ、また多くの野菜を作り自然と触れ合いながら育つ取り組みをされています。</p> <p>今後も京田辺市南部の保育の拠点として、様々な取り組みを進めていかれることを期待しています。</p>
-----	--

特に良かった点(※)	<p><b>○研修の機会の確保</b></p> <p>コロナ禍で職員が以前のように研修への参加が出来なくなっている状況は、多くの保育所や事業所が抱える問題でもあると思われます。しかし、三山木保育所では以前から研修への参加の時間が課題であったことから保育所内で研修員委員会を立ち上げて取り組んでおられ、令和3年からは6グループ編成での研修の仕組みを開始しておられました。5～6人が1つのグループとなり自分達で主体的に取り組んでおられるのが確認できました。その結果、経験年数などの違いを超えて保育所職員としての質の向上につながっています。</p> <p><b>○記録の充実</b></p> <p>京田辺市の健康手帳は中学生まで対象となっており、今までの予防接種や成長の記録が長期間にわたって記載できるようになっています。また、保育所で使われている連絡帳は市販のものではなく、保育所で保育士たちが書式を作り、京田辺市が印刷を行っているものを使っておられました。手作り感にあふれており、温かみのあるもので、保護者や保育士も記載しやすいレイアウトになっています。日々の記録の作成は、子どもの午睡の時間等を利用し、担当保育士が詳しく記載しており、わかりやすいものになっていました。中には保護者が子どもの様子など非常に細かく書かれているものもあり、担任が目を通して確認をしておられました。</p> <p><b>○保護者が安心して子育てができる支援</b></p> <p>公立保育所であり職員の採用や配属は担当部署と京田辺市職員課で協議の上決定される仕組みになっています。職員の配置は加配職員の他に、一時保育の職員や家庭支援推進保育士も複数配置されており、家庭と保育所をつなぐ役割を担っておられます。家庭支援推進保育士2名はお互いの連携はもとより、所長や所長保佐とも連携し、担任とは違う視点を持って子どもに関わっておられました。家庭支援推進保育士は必要に応じ子育て支援センターなどとも連携し、保護者が安心して子育てができる体制をバックアップする職員の配置がとられていました。</p>
------------	---

<p>特に改善が 望まれる点(※)</p>	<p>○マニュアルの整備</p> <p>京田辺市で公立保育所共通のマニュアルを策定されていますが、実践に活かす工夫が不十分だと思われます。保育の質を保つためにも実践をマニュアルとして明文化する事は必要です。公立保育所として共通する事柄については、所長会議等を通じてマニュアルの作成し、更に三山木保育所としての独自のマニュアルを作成する事で保育の質の向上を図り、これまで以上に子どもの個別性を活かした保育を提供できるようにしてください。</p> <p>○三山木保育所としての中長期計画の策定</p> <p>京田辺市においては昨年7月に第1期京田辺市幼稚園・保育所再編整備計画が策定されました。その中で京田辺市南部の拠点としての役割が記載されています。しかし、保育所における中長期計画は策定されておらず、長期計画 中期計画 単年度計画と順序だてた計画も策定されていませんでした。保育ニーズが増大する地域において三山木保育所として果たすべき役割を職員間でも話し合い、保育所の計画を作成し、振り返りも行う事で自分たちの課題が明確になると考えます。</p> <p>○保健計画の作成</p> <p>個別の指導計画に基づき、個々の発達や家庭環境などにも配慮しながら保育が行われています。健康管理においては、京田辺市独自の健康手帳で15歳まで把握できるものとなっています。保育園においては園医による健康診断や歯科検診、視力検査が実施されていますが、保健に関する計画は策定されていませんでした。子どもの発育や発達に適した生活が送れるように食育計画等ともに保健に関する計画（保健計画）の作成を進めていってください。</p>
---------------------------	---

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

# 京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

## 【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	京田辺市立三山木保育所
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人京都社会福祉士会
訪問調査日	令和4年1月14日

**I 福祉サービスの基本方針と組織**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	b

[自由記述欄]  
1. 保育所要覧や保育のしおり（重要事項説明書）に理念や保育方針が記載されています。保護者には入所の際に説明を行っています。職員には園内研修で伝えていますが、周知状況を確認するまでには至っていません。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	b
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	a

[自由記述欄]  
2. 市役所担当部署において動向を把握し京田辺市の事業計画に反映されており、所長は密に連携を取っていますが、福祉計画の動向と内容の分析には至っていません。  
3. 経営状況や経営課題は市役所と共有し改善点については市役所と相談しながら進めています。修繕等も含め職員から上がった改善すべき課題について聞き取りを行い、市役所に報告するようにしています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	c
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	c
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c	c
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c	c

[自由記述欄]  
4. 昨年7月に京田辺市において整備再編計画が作成され、地域を北中南に分けた中で南地域の公立の拠点としての役割を担っていく事はうたわれていますが、ソフト面については計画が立てられていません。  
5. 今後の認定こども園を視野に入れた第1期京田辺市幼稚園・保育所再編整備計画を策定していますが、それと関連した単年度の事業計画は確認できませんでした。  
6、7. 年度ごとに作られる保育所要覧には三山木保育所の保育目標が記載され、保護者に配布されていますが、事業計画は策定されていません。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	b
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	b

[自由記述欄]  
8. 役責者から研修委員会を組織し目指す保育を決めて組織的に取り組んでいます。第三者評価の受診は今回が初めてです。  
9. 保育計画の内容について他職種で見直しを行い、作成をしていますが、他の課題について改善の実施計画を立てて実施するには至っていません。

**II 組織の運営管理**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	b
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	b
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	b

[自由記述欄]

10. 月1回の職員会議で所長としての役割を伝えています。保育園だよりは発行していますが、所長の役割や責任についての明記はされていません。

11. 京田辺市主催の、管理者を対象とした研修に参加をし、必要な研修を受けています。国からの通知等も京田辺市を通じ、所長会等で周知が図られますが、幅広い分野での法令の把握はできていません。

12. 研修に参加をする時間の確保が以前からの課題となっていました。コロナ禍の影響で研修の開催が無くなる中で、保育所内で総括主任を中心に研修委員会を立ち上げることは出来ています。認定こども園も意識をし、幼稚園長にも入ってもらい保育の質の向上に取り組む為に計画的な研修を行えるようにしています。

13. 職員チームとして削減できる業務の見直しや受け持つクラスにより業務に差がある時は、協力する体制があります。しかし所長が経営の改善や業務の効率性を高めるための体制を構築する事は行われていません。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	b	b
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	b

[自由記述欄]

14. 必要な職員の確保には京田辺市の職員課と連携を行い、面談時には保育所長が同席しています。担当部署では京田辺市と保育所長ともに密接に連携を取っています。

15. 職員は要望を出す機会がありますが、職員課で職員の配属が決められています。京田辺市の職員募集要項に「期待する職員像」が明記されています。職員の意向や意見を評価、分析に基いた改善策の検討は行っていないとのことです。

16. 出退勤はカードでの管理システムがあり、職員室内のホワイトボードで出勤者が分かるようになっていました。1日の業務は時間内に終わるようにしており、日常的な超過勤務はありません。月1回の有給取得が定着しています。心の相談については外部委託をしています。職員の就業の改善策について、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映はできていませんでした。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	b
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	b
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	c

[自由記述欄]

17. 業績評価シートにより中間、期末の年2回の個人面談が行われています。面談の際には一人ひとりの経験に応じて期待するところ、目標設定について話し、職責に合った役割を持ち、責任を持って業務にあたるようにしています。

18. 人権研修には力を入れており、園内人権研修は月1回開催しています。新規採用職員研修からパート研修も含め様々な研修を行っていますが、定期的な計画の評価と見直しは行っていないとのことです。

19. 研修案内はボードに掲示し周知しています。保育所内部での研修については、今年度からメンバーを決めて5、6人を1グループとして総括主任を中心に研修を行うことで研修の機会が確保しています。専門資格については採用時に確認をしていますが、その後は毎年の自己申告で職員課のみの把握となっており、担当部署や保育所では把握はできていません。

20. 受け入れの窓口は京田辺市で行っています。書類のやり取り等は京田辺市で行った後、オリエンテーションの対応から保育所で行っています。実習生の受け入れは、おたよりや掲示版で保護者に周知し実習を受け入れる体制をとっています。しかし、実習にかかるマニュアル等はなく、保育所独自の実習プログラムも明文化したものもありません。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	b
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	b
[自由記述欄]					
21. ホームページは京田辺市が管理し保育要覧を掲載しています。しかし、苦情や相談の内容については公表していません。また、広報紙を作成し、地域住民も手に取ることができるようになっていますが、理念や基本方針は掲載していません。					
22. 年1回京田辺市の監査事務局で監査を行っていますが、外部の専門家に意見を聞く事はしていません。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	b
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	b
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	a
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	b
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	b
[自由記述欄]					
23. 事業所がある地域の子育てサークルなどの情報を入りに配架し、保護者に情報提供しています。地域で行われている行事に参加するときは職員が付き添っていますが、地域とのかかわりについて文書化していません。					
24. ボランティアの受け入れについては、京田辺市が登録手続きと事前説明等を行った上で受け入れていますが、基本姿勢を示した文書やマニュアルはありません。					
25. 京田辺市が作成した資源マップを保管し、職員間で共有しています。京田辺市の要保護児童対策地域協議会に参加し、児童相談所などの関係機関と連携しています。三山木地域にある保育所、幼稚園、小学校などで連絡会を開催しています。					
26. 事業所に併設している子育て支援センターで、地域住民の子育て相談を行っています。地域の子育てサークルに保育士を派遣し、研修会を実施していますが、地域の活性化への貢献までは至っていないとのことです。					
27. 子育て支援センターに寄せられる相談内容や民生委員との年2回の会議などで、地域の福祉ニーズを把握していますが、事業所として地域貢献にかかわる事業は実施できていないとのことです。					

### III 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
III-1 利用者本位の福祉サービス	III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	b
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	b
	III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	b
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	b
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b
[自由記述欄]					
28. 昔から人権意識の高い地域であり保育所においても人権についての研修に力を入れています。設立の経緯から、保育所においても子どもの尊重や基本的人権への配慮について、月1回研修を実施していますが、保護者に対して理解を図る取り組みは行っていません。					
29. プールは外部から見えないようにしたり、保育所内のトイレは年齢に応じて男女別にするなど、外部からの目や年齢によって、プライバシーに配慮しています。虐待防止に関するマニュアルは作成していますが、プライバシー保護に関するマニュアル等は確認できませんでした。					
30. 見学希望者には個別に対応しています。保育所で実施している保育の内容等は、ホームページで公開している「保育所要覧」や「保育のてびき」に記載していますが、写真や絵などを用いたようなわかりやすい資料とはなっていません。					
31. 入所時や年度初めに、「保育のしおり」(重要事項説明書)をもとに、保護者に説明し、同意を得ています。日本語を話すことができない保護者に対しては、職員や保護者に通訳を依頼し説明していますが、対応方法についてルール化していません。					
32. 京田辺市内の保育所に転所する際は指導要録、市外の保育所に転所する際は引き継ぎ書を送付し、保育の継続性に配慮しています。事業所の利用終了後も、所長補佐や家庭支援保育士が相談に応じていますが、利用終了時にそのことを説明した文書を提示していません。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	b
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	b
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	b
[自由記述欄]					
<p>33. 苦情解決責任者や苦情受付責任者を設置し、苦情解決を行う体制を整備し、入り口に掲示するなど、保護者に対して周知していません。苦情を受け付けた際は、苦情内容や対応を記録し保管していますが、公表にまでは至っていません。</p> <p>34. 保護者からの相談に対しては、その内容によって、担任、所長、所長補佐、家庭支援保育士が対応しています。相談に対応する際は、他の保護者にわからないように個室で対応しています。しかし、対応方法等について文書化しておらず、保護者に対しての周知が不十分です。</p> <p>35. ご意見箱の設置や送迎時の対応などにより、保護者の意見をくみ取り、それに基づいて水分補給の頻度や着替えの際の基準など、保育の実施に活かすことができるよう取り組んでいますが、対応方法を定めたマニュアルは整備していません。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	b
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	b
[自由記述欄]					
<p>36. 事故予防、事故発生時の対応マニュアルを整備し、ヒヤリハットの記録を作成し、それを基に月1回の職員会議で周知を行い、再発防止の検討を行っていますが、事故防止策などを定期的に見直す仕組みは確認できませんでした。</p> <p>37. 感染症対策については、保健マニュアルを整備し、対応方法を定めています。職員全員に配布し周知しています。必要に応じてマニュアルは見直しを行い、内容を追加しています。</p> <p>38. 年2回、消防署と合同避難訓練を実施しています。災害発生により保護者がすぐに迎えに来ることができないときは、備蓄を整備しており、24時間事業所で保護する事を想定した量を確保しています。通信会社が提供しているツール（連絡網のようなシステム）を使用し、職員等の安否確認を行う体制を整備しています。</p> <p>39. 保護者が来所した際、施錠できる門扉にあるモニター付きインターホンで対応し、確認した上で開錠しています。不審者の侵入時に対応できるように、さすまたや催涙スプレーなどを準備しています。危機管理マニュアルを作成していますが、定期的な見直しはできていません。</p>					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	c
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	c
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	a
[自由記述欄]					
<p>40. 子ども一人ひとりに作成している指導計画等を基に、保育の実施をしています。保育の標準的な実施方法を定めた文書の作成はしていません。</p> <p>41. 保育の標準的な実施方法については年度ごとに見直しを行っていますが、保育の標準的な実施方法を文書化されたものがなく、見直しの基準についても定められていません。</p> <p>42. 事業所独自のアセスメント様式を使用し、担任がアセスメントを実施し、所長補佐、所長が確認しています。保護者のニーズ確認も行き、指導計画に記載しています。</p> <p>43. 指導計画は週ごと、月ごとに、所長補佐の指導のもと、担任が作成しています。作成の際には、子どもの様子観察や前の計画の評価、反省を行い、それに基づいて計画作成を行っています。</p> <p>44. 子どもの発達状況や生活状況については、市内の公立保育所で共通した様式に記録し、把握しています。月1回の職員会議で職員間の情報共有をしています。</p> <p>45. 個人情報保護規定を京田辺市が策定し、保管年限や廃棄方法などを定めています。個人情報保護の研修を行い、職員に個人情報保護の重要性を周知しています。</p>					



**A-1 保育内容**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	b	b
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46. 全体的な計画は保育の理念や基本方針に基づき、核家族が多い等の地域の実態も考慮して、京田辺市立保育所の職員が参画する年間指導計画作成実行委員会が作成していますが、保健計画は作成していません。

47. 廊下やホールが広く、ゆったりとした空間で子どもが自由に活動できるスペースを確保しています。コロナウイルス感染防止のため、保育所全般の換気を十分に行うよう注意しています。子どもの気持ちを落ち着かせるための小空間（ブラウジングルーム）を2か所設けています。また、同志社女子大学の現代こども学科と連携し、園庭のあり方について研究し整備しています。

48. 子どもの発達過程や家庭環境について、担任保育士、家庭支援推進保育士、所長補佐、所長で状況の把握と共有を行い、一人ひとりの子どもに応じた保育や援助をできるよう話し合っています。

49. 保護者の意見を聞きながらも、一人ひとりの子どもの状況に応じて排泄のトレーニング等を行っています。その日の子どもの状況に合わせて午睡時間の調節をしています。

50. 子どもが自分で遊びを選べるよう、おもちゃや工作材料の配置を工夫しています。子ども同士で考え、話し合って1つの作品を作るような遊びを側面から援助しています。日常のあいさつ、順番を守ること、交通ルールなど、社会ルールや態度を身につけていけるよう援助しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	b
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51. 月齢に応じ、1年の見通しを持った保育を心掛け、子どもの発達に合わせておもちゃを手作りしています。

52. 子ども同士の関わりの中で、言葉で伝わりきらない部分を保育士が補って仲を取り持ったり、クラスの中にグループをつくり、遊びを通して集団活動につながるよう促しています。調理師や用務職員との関わりを積極的に図っています。

53. 日々の活動の写真を玄関ホールに掲示するとともに、年齢ごとの子どもの発達の姿や行事での様子を記載した「かけはし」を毎月保護者に配布し、子どもの育ちを報告しています。子ども同士のいさかい等に際し、双方の言いたいことを補って仲を取り持つとともに、双方の気持ちを十分に受け止めるよう努めています。様々な野菜の栽培と収穫を体験させています。

54. 自閉症スペクトラム症のある子どもが複数在園しているため、視覚支援の取組みを行っています。市役所に配置されている発達相談員や京都府こども発達支援センターから助言や研修を受けています。

55. 朝・夕の長時間保育時間帯は、大人数にならないよう部屋を分け、ゆったり安全にすごせるよう努めています。また、乳児には午前寝ができるスペースを設ける等、子ども主体の保育を配慮していますが、指導計画に長時間保育についての位置づけがありません。長時間保育に配慮したおやつは、家庭での夕食との兼ね合いから現在は実施していません。

56. 大半の子どもが入学する三山木小学校と、毎月子どもの様子を相互に報告する機会を持つとともに、子どもの学校探検や小学校からの出張で学校紹介を行う機会を持っています。その他の就学先の小学校教師が当該児の保育を見学し、担任保育士と話し合う機会を配慮しています。京田辺市幼小接続カリキュラムを保育計画に取り入れています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	b
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	b
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57. 公立保育所共通の保健マニュアルに基づき、子ども一人ひとりの健康状態を把握していますが、保健計画を作成していません。市が作成した出生時から15歳までを対象とする健康手帳を活用し、出生時からの子どもの健康に関する情報を把握・確認しています。SIDSについて各保育室に掲示し、睡眠時には15分ごとに確認しています。入所の面接時にSIDSの対応について、保護者に説明しています。

58. 子どもの内科検診、歯科検診、視力検査（3歳以上）を行っています。検診の結果は個人の健康カードにより職員と共有し、健康手帳を活用して保護者と共有しています。

59. 公立保育所共通の食物アレルギー対応マニュアルに基づいて対応しています。アレルギー対応食は食器の色を変え、調理室では調理師と保育士、保育室では保育士同士で確認するとともに、通常食よりも先に当該児に配膳しています。他の子どもや保護者にアレルギーについては説明していますが、慢性疾患については現在対象者がいないため説明していません。誤食時・接触時の対応訓練を定期的には行っていません。

60. 担任保育士、調理師、家庭支援推進保育士等と協議しながら食育計画を作成しています。献立は市の管理栄養士が公立保育所共通で作成しますが、野菜を花形に切ったり、保育所で栽培した野菜を取り入れるなど独自の工夫を行っています。手作りおやつや行事食は保育士からもアイデアを出し、話し合っって魅力的なものとなるよう努めています。透明の耐熱ガラスで調理して子どもに見せたり、簡単なクッキング体験を保育に取り入れています。玄関ホールに毎日の給食を展示し、献立レシピを保護者に紹介しています。

61. 調理室での配膳は一律ですが、保育室で保育士が子どもの体調に合わせて量を調節しています。毎日の喫食状況を残食確認と合わせて記録し活用しています。

**A-2 子育て支援**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	b
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	b

[自由記述欄]

62. 0歳、1~2歳、3~5歳と年齢に合わせて3種類の様式の連絡帳を作成し、毎日保護者と情報交換しています。クラス毎の保護者会で保育士が、年1回開催の保護者総会で所長が、保育の意図や保育内容について説明しています。保育所と保護者との情報交換の内容の記録について、要保護家庭・要支援家庭は全件記録するとの内部的な取り決めはありますが、記録する内容について基準を定め職員が共通認識を図る仕組みはありません。

63. 家庭支援推進保育士が中心となり関係機関と連携して、保護者支援に取り組んでいます。保護者からの相談には担任保育士、家庭支援推進保育士、所長補佐、所長が話し合っって誰が対応するのが適当か相談しています。受け付けた相談を子育て相談票に記録してまとめ、情報を共有しています。

64. 公立保育所共通の虐待対応マニュアルに基づいて対応しています。要保護家庭・要支援家庭については、市の家庭児童相談係と定期的に情報交換しています。気になる家庭の子ども、保護者への声掛けを、連携して行うよう努めています。マニュアルに基づく研修を定期的ではありませんが実施しています。

65. 毎月、指導計画作成の評価・反省を行い、次月の指導計画に反映しています。職員一人ひとりは業績評価シートを活用して年間の自己評価を行っていますが、職員の自己評価を保育所全体の自己評価につなげるまでには至っていません。